

# 深川市パートナーシップ宣誓制度がスタート

市では、性的マイノリティの方がパートナーと共に誇りを持って人生を歩めるよう「パートナーシップ宣誓制度」を導入しました。この制度は、婚姻制度とは異なり、二人の関係を法的に保護するものではなく、相続や税の控除などはありませんが、市が認めることで、偏見の解消や多様な性の在り方をみなさんに理解してもらい、誰もが自分らしくいきいきと輝き、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。

● **パートナーシップ宣誓制度とは？**

一方または双方が性的マイノリティである二人が互いを人生のパートナーとして、経済的・物理的・精神的に協力し合うことを市に宣誓し、市が宣誓書受領証と宣誓書受領証カードを交付する制度です。

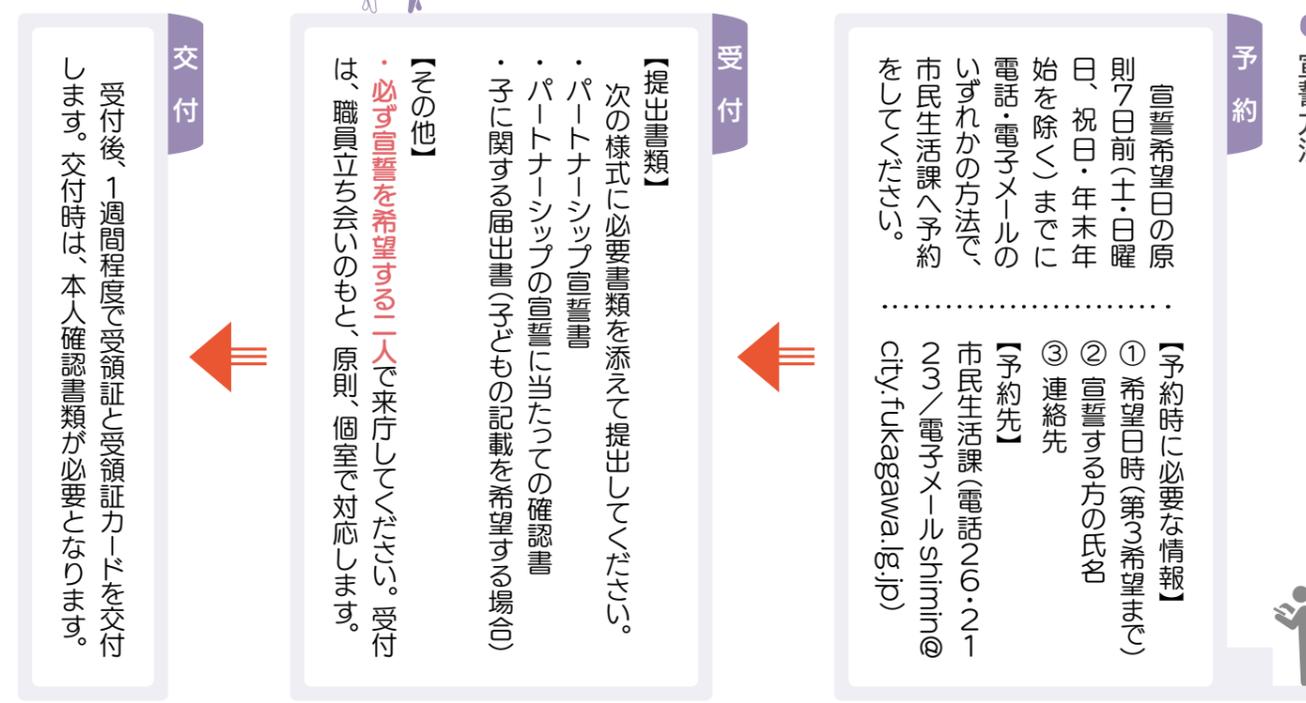
● **宣誓できる方**

- ・ 一方または双方が性的マイノリティであること
- ・ 成年に達していること(満18歳以上)
- ・ 一方が市内に居住または転入を予定していること
- ・ 双方に配偶者(事実婚を含む)がいないこと
- ・ 他の方とパートナーシップ関係にないこと
- ・ 双方が近親者でないこと(パートナーシップ関係にある方と養子縁組をしている場合を除く)

● **利用できる制度・手続き等**

- ・ 住民票の続柄を「縁故者」とする
- ・ 合同墓の使用申請
- ・ 税関係の証明書の交付請求
- ・ 救急搬送証明の代理申請
- ・ 罹災(ひびい)証明書の交付請求
- ・ 市立病院における面会等
- ・ 市・道営住宅への同居世帯としての申込と同居申請
- ・ 保育給付認定等申請時に保護者の概念に適用
- ・ 放課後児童クラブ申請時に保護者の概念に適用
- ・ 家族介護用品支給事業のサービスを受けること
- ・ 就学援助の申請

● **宣誓方法**



● **自治体との連携協定**

市では、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体と連携協定を締結し、転出入時における手続きの簡素化に取り組みます。パートナーシップ宣誓制度を導入している道の自治体(令和6年3月1日現在)は左記のとおりです。

- 札幌市、函館市、苫小牧市、帯広市、江別市、北見市、小樽市、岩見沢市、北斗市、滝川市、旭川市、東神楽町、美瑛町、東川町、鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町

深川市パートナーシップ宣誓制度に関する詳しい情報は、市ホームページ(右記QRコード)をご覧ください。受付時の必要書類や手引きなどが確認できます。

【QRコード】

【問合せ先】  
まち未来推進課地域創造係(☎26・2246)

## 「多様な性」を理解しましょう

人それぞれに個性があるように、性的指向(好きになる性)や性自認(心の性)の組み合わせにより、性の在り方もさまざまです。LGBTQ+の当事者層は9.7パーセント(電通「LGBTQ+調査2023」※調査対象年齢:20歳~59歳)という調査結果もあり、身近に当事者がいることを一人ひとりが理解することが大切になります。

<p><b>L</b>esbian (レズビアン)</p> <p>心の性が女性で、女性を好きになる人</p>	<p><b>G</b>ay (ゲイ)</p> <p>心の性が男性で、男性を好きになる人</p>	<p><b>B</b>isexual (バイセクシャル)</p> <p>男性と女性の両方を好きになる人</p>
<p><b>T</b>ransgender (トランスジェンダー)</p> <p>体の性と心の性が異なる人</p>	<p><b>Q</b>uestioning (クエスチョニング)</p> <p>好きになる性や心の性が定まっていない、あるいは意図的に決めていない人</p>	<p><b>+</b> (プラス)</p> <p>そのほか、無数に存在する多様な性を表す</p>

**STOP!!**

**「アウトティング」**

性的指向などを本人の許可なく他人に伝えることを「アウトティング」と言います。当事者の心を深く傷つけかねない行為ですので、悪意が無くても第三者に伝えてはいけません。